

東小松川南町会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は東小松川南町会と称す。
- 第 2 条 本会は東小松川2丁目の一部、3丁目、4丁目並びに松江3丁目、4丁目、5丁目の一部に居住する者及び会社、工場その他の賛同者をもって組織する。
- 第 3 条 本会は会員の自主的協力により防犯、交通、防火、防水、式典、青少年、衛生、婦人、広報等の分野の活動をし生活並びに文化の向上を図り明朗なる社会生活住みよい町の実現を期するをもって目的とする。
- 第 4 条 本会は会運営を円滑にするため、第1部より4部に分け、各部内に10世帯位を単位に班を設け互選により班長を置き、班10班位を単位に組を設け役員及び各事業部員の推薦により組長をおく。
- 第 5 条 本会の事務所は東小松川南会館におく。

第2章 事 業

- 第 6 条 本会はその目的達成のため次の各部をおく。
防犯、交通、防火防水、青少年、衛生、婦人、式典
- 第 7 条 各部は第6条の事業を研究審議し成案を得役員会に諮り之を決し、各部並びに地域各組及び各班を通じ全役員の総力によりその実現を期す。

第3章 役 員

- 第 8 条 本会は次の役員をおく。
- | | | | |
|-----|-----|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 若干名 |
| 会 計 | 若干名 | 監 事 | 若干名 |
| 總 務 | 若干名 | 事 業 部 長 | 7 名 |

事業部員 若干名

第 9 条 本会の功労者並びに学識経験者の中から顧問、相談役をおくことができる。

顧 問 若干名 相 談 役 若干名

第4章 役員・顧問・相談役選出

第 10 条 役員選出は次の方法による。

1. 会長は選考委員会にて候補者を選出し総会の承認を得る。
2. 副会長は会長指名による。
3. 会計及び監事は会長指名による。
4. 総務は会長指名による。
5. 事業部長は会長指名による。
6. 事業部員は会長指名による。
7. 顧問、相談役は、会長の推薦により総会に於て決する。
8. 選考委員会は役員、事業部員及び組長合同会で4地区に於て選出された選考委員若干名をもって構成し委員長は委員の互選により定める。

第 11 条 本会の役員の任期は2ヶ年とする。但し重任を妨げず。補欠に依る場合は前任者の残任期間とする。

第5章 職務会議

第 12 条 1. 会長は会務を統轄し本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは其の職務を代行する。

3. 会計は経理に当たる。

4. 監事は常に経理監査に当たる。

5. 総務は会議及び運営一般に関する事項に当たる。

各部長は本会の事業を発案決議し役員会にはかり円滑なる運営に当たる。

第 13 条 会 議

1. 会議を分けて定期総会、臨時総会、役員会とする。
2. 定期総会は毎年1回其の他の会議は必要に応じ会長之を招集する。
3. 総会は役員、組長及び班長が議決権を有しその出席者をもって構成する。

第 14 条 会議の議長

1. 定期総会、臨時総会の議長は会長、若しくは議決権者より選出する。
2. 役員会の議長は会長これに当たる。

第 15 条 定期総会に付議する事項概ね次の如し。

1. 予算決算に関する件。
2. 事業計画及び重要な会務に関する件。
3. 会則変更に関する件。
4. 其の他必要と認めたる事項。

第 6 章 経 理

第 16 条 経 理

本会の運営並びに事業を遂行するため会費を徴収する。

第 17 条

本会の経費は会費、その他の収入をもって当たる。

第 18 条

本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われ
決算は監事の監査を経て総会の承認を経なければならない。

第 19 条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る
この会則は議決の翌日より実施する。

付 則